⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。

イ　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

ロ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

イ　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

⑵　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

⑶　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

⑷　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

ロ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ハ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる関係　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、2009年度以降に高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡。以下同じ。）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州。以下同じ。）、国土交通省、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市。以下同じ。）又は鉄道事業者いずれかの建設工事※1の積算に関する調査業務を完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

※１「建設工事」とは建設業法第２条の「建設工事」をいう。

②　予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術者資格　技術士［建設部門（施工計画、施工設備及び積算）］、ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算）又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者※2

※２「同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下のいずれかに該当する者を指す。

１．学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）を卒業した後、高速道路株式会社、高速道路公社、国土交通省、地方公共団体又は鉄道事業者が行う積算に関する調査業務に関し、20年以上の実務経験を有する者

２．その他の者にあっては、高速道路株式会社、高速道路公社、国土交通省、地方公共団体又は鉄道事業者が行う積算に関する調査業務に関し、30年以上の実務経験を有する者

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

３　手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社財務部契約課　〒100―8930 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号（日土地ビル８階）　電話：03―3539―9319　ＦＡＸ：03―3539―9566

⑵　入札説明書等の交付期間及び方法

①　交付期間：令和元年７月19日（金）から令和元年８月８日（木）午後４時まで

②　方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当部局まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
https://www.shutoko.co.jp/business/bid

③　交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

①　電子入札システムによる場合

競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出すること。）

・提出期間：令和元年７月19日（金）から令和元年８月８日（木）午後４時まで。

技術資料（様式－１～２）（書面を提出期限までに持参にて提出すること。）

・提出期間：令和元年７月19日（金）から令和元年８月８日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・提出場所：上記３⑴に同じ。

②　紙入札による場合

競争参加資格確認申請書（書面を提出期限までに必着で持参にて提出すること。）

・提出期間：上記①電子入札システムによる場合の競争参加資格確認申請書の提出期間と同じ。

・提出場所：上記３⑴に同じ。

技術資料（書面を提出期限までに必着で持参にて提出すること。）

・提出期間：上記①電子入札システムによる場合の技術資料の提出期間と同じ。

・提出場所：上記３⑴に同じ。

⑷　入札書の提出要請

①　電子入札システムによる場合　上記⑶において提出を受けた資料を審査し、競争参加資格確認通知書を令和元年８月30日（金）までに電子入札システムにより通知する。競争参加資格確認通知書を受けた者のみ入札書を提出できるものとする。

②　紙入札による場合　上記⑶において提出を受けた資料を審査し、競争参加資格確認通知書を令和元年８月30日（金）までに書面により通知する。競争参加資格確認通知書を受けた者のみ入札書を提出できるものとする。